紀北町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年紀北町条例第78号)による福祉医療費 の支給に関する事務であって規則で定めるもの【障害者】

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	三重県
3. 市区町村名	紀北町
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	109-1 : 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

1. 千岁 0 压足于7000百亿	いて殴日又は日別の内台寺	
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの	紀北町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年紀北町条 例第78号)による福祉医療費の支給に関する事務であって 規則で定めるもの【障害者】
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	109	
④番号法第9条第2項に基 づき定める条例の名称及び ①の該当部分		紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 紀北町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年紀北町条例第78号)による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの【障害者】
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するため の法律(平成17年法律123号)第1条	紀北町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年紀北町条 例第78号)第1条

⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって(障害者及び障害児の福祉の増進を図る)とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、(障害者)、1人親家庭等の母又は父及び児童並びに子どもの医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって(福祉の増進を図る)ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		紀北町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年紀北町条 例第78号)紀北町福祉医療費の助成に関する条例施行規則 (平成17年紀北町規則第64号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

2. 準する法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等 		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号	紀北町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年紀北町条 例第78号)第4条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実につい ての審査に関する事務	紀北町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年紀北町条 例第78号)第3条、第4条の福祉医療費の受給資格の認定の 申請の受理若しくはその受給資格の審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号41	紀北町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年紀北町条 例第78号)第3条第2号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給 を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給 を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号42	紀北町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年紀北町条 例第78号)第3条第2号

②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給 を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給 を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号43	紀北町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年紀北町条 例第78号)第3条第2号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給 を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給 を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号44	紀北町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年紀北町条 例第78号)第3条第2号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給 を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給 を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号45	紀北町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年紀北町条 例第78号)第3条第2号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給 を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給 を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情 報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報6		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号46	紀北町福祉医療費の助成に関する条例(平成17年紀北町条 例第78号)第3条第2号	
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給 を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給 を行うこととされているもの	
③提供を求める特定個人情 報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情 報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情 報	
備考			
届出情報	届出情報		
届出日	2024年05月28日		
独自利用事務の対象者	障害者医療費助成の対象者		
番号法第9条第2項の条例 に規定した日	2024年03月21日		
保護評価の実施の有無	1:実施済み		
評価書番号	9		
保護評価書の名称	福祉医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書		

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Government of Japan All Rights Reserved.

=27&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2

保護評価書のURLリンク

委任関係

 $https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E7\%B4\%80\%E5\%8C\%97\%E7\%94\%BA&ev_name=%E7\%B4\%80\%E5\%8C\%BB\%E7\%99\%82&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=4&opn_date_from_year=6&opn_date_from_year=6&opn_date_from_year=6&opn_date_from_year=6&opn_date_from_year=6&opn_date_from_year=6&opn_date_from_year=6&opn_date_from_year=6&opn_date_from_year=0.$

 $a te_from_month = 2\&opn_date_from_day = 27\&opn_date_to_gengo = 5\&opn_date_to_year = 6\&opn_date_to_month = 5\&opn_date_to_day = 27\&opn_date_to_day = 27\oopn_date_to_day = 27\oopn_$